

令和5年5月30日
自動車局整備課
車両基準・国際課

6月は、「不正改造車を排除する運動」の強化月間です！

～ 車の不正改造は、事故や環境悪化を引き起こす犯罪です ～

国土交通省では『不正改造車を排除する運動』として、関係省庁・団体¹と連携し、不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動を行っております。その一環として、各地方運輸局等が定める「強化月間」が6月1日から始まり²、街頭検査の実施など、安全・安心な車社会形成のための徹底した取り組みを行います。

1 別紙1に記載； 2 強化月間...6月：運輸局、10月：内閣府沖縄総合事務局

1. 不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動

- ・ ポスター及びチラシ（別紙2～4）等の貼付、配布及びSNS等への掲載等により、積極的に広報を実施。
- ・ 全国のバス事業者の協力（別添5）による、バス車両前面への広報横断幕の掲示。

2. 不正改造車を排除するための街頭検査の実施

- ・ 警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等と連携した街頭検査を全国各地で実施し、違反車両に対して整備命令を発令。

3. 不正改造車に関する情報収集等

- ・ 運輸支局等に「不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口」（別紙6）を設置し、通報があった情報をもとに、不正改造車ユーザーへ改善・報告を求める。

バス車両へ広報横断幕の掲示



電光掲示板を活用した広報



不正改造車を排除する街頭検査の実施



【問い合わせ先】自動車局整備課 杉本・渡部（運動全般に関すること）

TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42412）

03-5253-8599（直通）

自動車局車両基準・国際課 河村・伊藤（排出ガス等の基準に関すること）

TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42522）

03-5253-8604（直通）

街頭検査等の具体的な実施計画については、各地方運輸局等にお問い合わせください。